

第 6221 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月19日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 役員報酬の判断基準

**Q** : 当社は同族会社です。役員報酬は、過大と認められると損金不算入になるそうですが、判断基準はあるのですか？

**A** : 実質基準と形式基準があります。

### 【解説】

役員報酬は、職務に対する対価として、不相当に高額であると認められる部分を除き、損金の額に算入されますが、高額であると認められる部分は、損金の額に算入されません。

役員報酬の額が、職務に対する対価として相当かどうかというのは、実務上、次の「実質基準」と「形式基準」で判定されることとなります。

- ①実質基準…その役員の職務の内容、会社の収益、使用人に対する給料の支給状況、同業種同規模会社の役員報酬の支給状況等からみて適正かどうか判定する基準
- ②形式基準…定款の規定又は株主総会等の決議により定められた報酬の額を超えていないかどうかで判定する基準

つまり、不相当に高額であると認められないためには、このいずれをもクリアしなければならないのですが、役員報酬は、会社の利益金額に関連して決定されるものであるとしても、利益金額に比例して増加するものではありません。その報酬の額が常識的な範囲内であるか、従業員給料等とのバランスはとれているかなど、諸要素を勘案して検討する必要があります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】